

## 第2回委員会要旨

- ・開催日時：平成16年12月15日（水）10：00～12：00
- ・場 所：ピアザ淡海 204会議室
- ・参加人数：委員8名、河川管理者6名、傍聴者10名

### 1) 決定事項

委員会運営に関して

- ・委員会は公開を原則とする。
- ・議事録について各委員の発言確認後に保存し、閲覧希望があれば公開する。発言を要約した「議事骨子」については次の委員会にて確認、了承後にホームページにて公表する。

### 2) 審議の内容

河川管理者より「河川敷地占用のあらまし」について説明を行いました。

- ・ガイドライン、基本理念を各河川に設けることの困難性、淀川水系で大きな枠組みとなる理念について  
基本理念として河川整備計画の中で示されたものが水系全体の理念と考えている。それを河川ごとにブレイクダウンしたものが基本理念と考えています。ガイドラインは具体的にどうするかを示したものである。
- ・他の河川保全利用委員会との基本理念や具体的課題の共有といった連携について  
次回、もしくはその次あたりで検討する。

河川管理者より現地調査に向けた各河川の現況（歴史・改修・利用実態・地域の中の河川）及び自然環境の概要（「川の国勢調査」）について説明を行いました。

1. 瀬田川
2. 野洲川
3. 草津川

- ・「利用の結果、環境がこう変化した」がわかるデータがあれば整理してほしい。それを基に委員会で議論できればよいと思う。

上記以外に以下の内容について議論を行いました。

委員会運営について

- ・傍聴要領（案）について
- ・議事録等の取扱について

以 上

## 第3回委員会（現地調査）要旨

- ・開催日時：平成17年1月19日（水）13：00～17：15
- ・場所：（現地調査）瀬田川・野洲川・草津川  
（感想会）琵琶湖河川事務所
- ・参加人数：委員6名、河川管理者7名

### 1) 現地調査の内容

- 野洲川立入地区（高水敷公園利用実態）
- 野洲川南桜地区（石部頭首工）
- 野洲川小島地区（河畔林の実態及び落差工）
- 草津川三角公園（桜植樹）
- 瀬田川石山寺地区（散策路）
- 琵琶湖河川事務所（瀬田川洗堰）

### 2) 懇談会の出された意見、質問など

- ・生物的な観点での護岸改修を考えてみてはどうか。  
利用に関しては思ったより進んでいる。また今後の利用方法については環境を考慮していく必要があると思う。
- ・野洲川は植生が戻っている。  
水質・生態系についてはもっと話し合うべきであり、川づくりについてみんなで考えていくべきではないか。
- ・野洲川について旧川は「川らしい川」であり、新川の植生についてもこれから再生が見られるのでは。  
瀬田川については都市河川であり、「自然」と結びつけるのは難しいと感じた。
- ・石部頭首工や小島落差工を見て魚道について考えなくてはと思った。  
野洲川のワンドについて、流れがきついため出来にくいのではと思う。
- ・高水敷の利用は1～2年の短いスパンでなく、30年と言った長いスパンで考えていく必要があると思う。
- ・野洲川の頭首工魚道を含め、自然でもない人工的でもない、中途半端な状態だと感じる。
- ・滋賀県について、一体的に考えていくためにもなるべく早めに委員会に出席いただけるようお願いしたい。  
現在、委員としては見合わされていますが、オブザーバーとかならば可能と考えるので調整します。
- ・各河川の河川史、地形図などの歴史的資料や過去の航空写真なども見てみたい。
- ・現在の洗堰に魚道等は存在するのか。  
また、洗堰に昔あった「ウナギ魚道」みたいな魚道を例えば公園部分に計画することは可能か  
現在の洗堰には魚道等は存在していません。  
また公園内に魚道を作るのは現実的にはなかなか難しいと思います。

以上

# 河川占用許可準則について

## 1) 今日の河川占用許可準則に至る経緯

～ H 1 1 「河川敷地占用許可準則」の見直しについて～

### 1. 準則見直しの背景

平成8年6月の河川審議会答申など、以下のような要請等を背景に平成11年8月5日に準則の全面改正が行われた。

#### (1) 河川審議会答申(H8.6)

「川の365日」を意識しつつ、河川行政を展開することが重要である旨の指摘。このため、河川環境に配慮しつつ、河川敷地の適正かつ多様な利用をより一層推進することにより、国民の河川への親しみを醸成していくことが必要。

#### (2) 河川敷地の適正かつ多様な活用のために

占用許可の準則をできる限り具体的で、かつ、分かり易いものとする必要がある。

#### (3) 地方分権推進委員会第5次勧告

占用許可に当たり地域の意見を反映するとともに、地元市町村が地先の河川敷の利用等について主体的に判断できるようにすることが必要。

### 2. 主な改正内容

(1) 占用許可に当たり、河川管理者が地元市町村等の意見を聴取する制度を創設。

(2) 占用許可を受けることができる者を明確にするとともに、

- ・市街地開発事業を行う者
  - ・河川マリーナの整備を行う者
- 等を追加。

(3) 占用許可の対象となる施設に、

- ・堤防の天端若しくは裏小段又は地下に設置する道路
  - ・遊歩道等の親水施設
  - ・鉄道の駅が設置される鉄道橋梁
- 等を追加。

(4) 占用施設の位置、構造等について画一的な基準を廃止し、治水上支障を生じないことについての基本的な性能基準を示すことにより、個々の河川の形状等の特性を踏まえ、実態に即した運用を図る。

(5) 地元市町村が占用許可後に河川敷地の具体的利用方法を決定することができる「包括占用許可制度」を創設。

#### <その他の改正点>

一般公衆のパブリックアクセスのための通路、占用施設相互間の連絡歩道や便所、ベンチ等の確保  
占用許可後の履行状況の確認と許可条件違反に対する是正措置の指示、監督処分等の実施の明確化  
占用の継続について改めて内容の審査をし、必要に応じて期間の短縮、不許可処分の実施

## 2) 具体的に占用可能な施設

「河川占用許可準則」

(占用施設)(第七)

一 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設

- イ 公園、緑地又は広場
- ロ 運動場等のスポーツ施設
- ハ キャンプ場等のレクリエーション施設
- ニ 自転車歩行者専用道路

二 次のイからホまでに掲げる施設その他の公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設

- イ 道路又は鉄道の橋梁(鉄道の駅が設置されるものを含む)又はトンネル。
- ロ 堤防の天端又は裏小段に設置する道路
- ハ 水道管、下水道管、ガス管、電線、鉄塔、電話線、電柱、情報通信又は放送用ケーブルその他これらに類する施設
- ニ 地下に設置する下水処理場又は変電所
- ホ 水防倉庫その他水防活動のために必要な施設

三 次のイからハまでに掲げる施設その他の河川空間を活用した街づくりに資する施設

- イ 遊歩道、階段等の親水施設
  - ロ 河川上空の通路、テラス等の施設で病院、学校、社会福祉施設、市街地開発事業関連施設等との連結又は周辺環境整備のために設置されるもの
- ハ 地下に設置する道路又は公共駐車場

四 次のイからハまでに掲げる施設その他の河川水面の利用の向上及び適正化に資する施設

- イ 公共的な水上交通のための船着場
- ロ 船舶係留施設又は船舶上下架施設(斜路を含む)
- ハ 港湾施設、漁港施設等の港湾又は漁港の関連施設

五 次のイからハまでに掲げる施設又はその他の住民の生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設

- イ 通路又は階段
- ロ 採草放牧地
- ハ 事業場等からの排水のための施設

六 次のイ及びロに掲げる施設その他の周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設

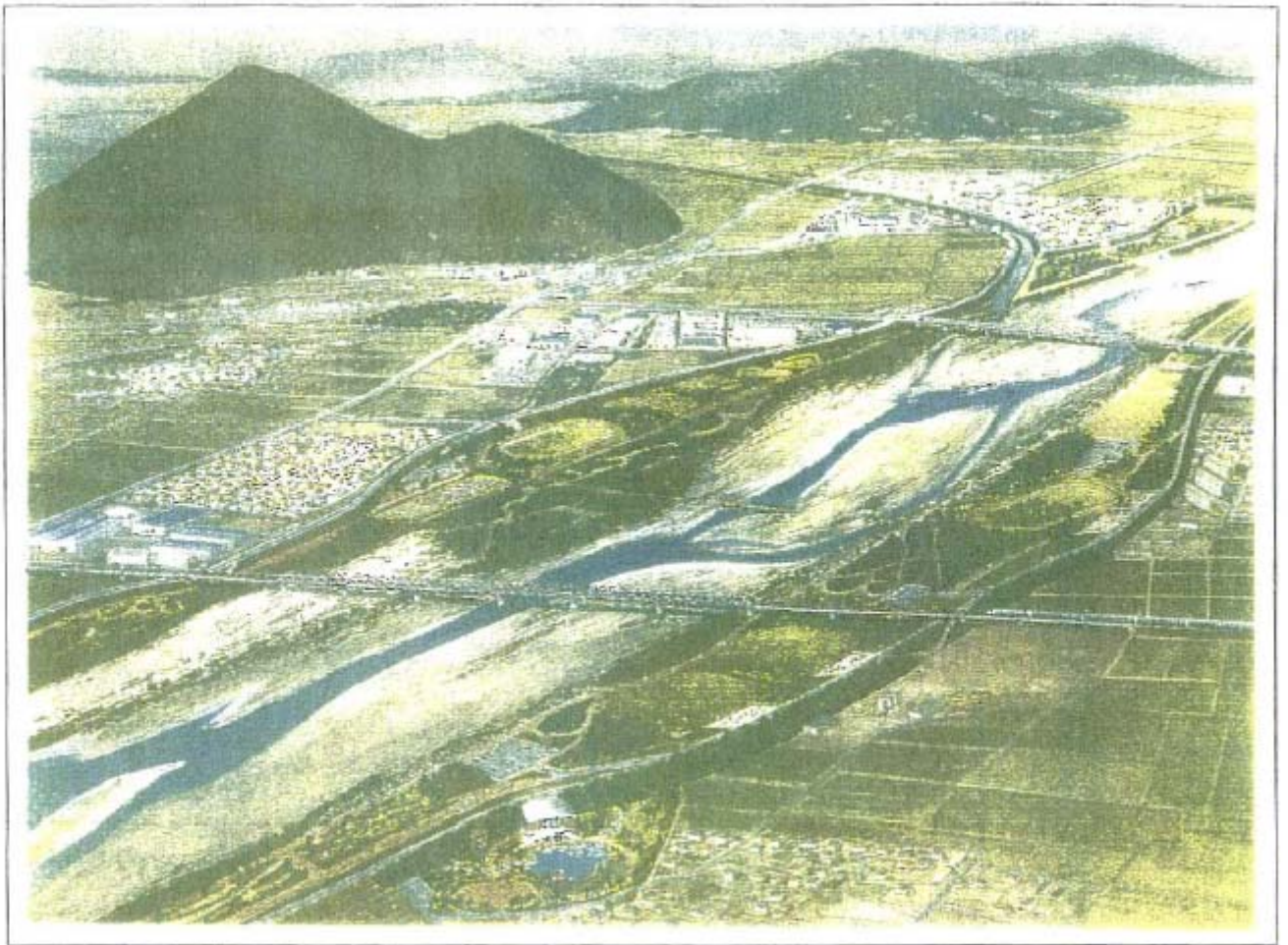
- イ グライダー練習場
- ロ モトクロス場又はラジコン飛行機滑空場

なお、これらの占用施設には、当該施設周辺の騒音の抑制及び道路交通の安全の確保上必要やむを得ないと認められる場合に限り、当該施設と一体をなす利用者のための駐車場の占用を許可することができる。

また、必要に応じて、施設利用者のための売店、便所、休憩所、ベンチ等を当該施設と一体をなす工作物としてその設置を許可することができる。

淀川水系

# 野洲川ふるさとの川整備計画書



守 山 市  
栗 東 町  
野 洲 町  
近 畿 地 方 建 設 局

# 野洲川ふるさとの川整備計画

淀川水系 滋賀県、守山市、栗東町、野洲町

## 1. 野洲川と地域の現状と課題

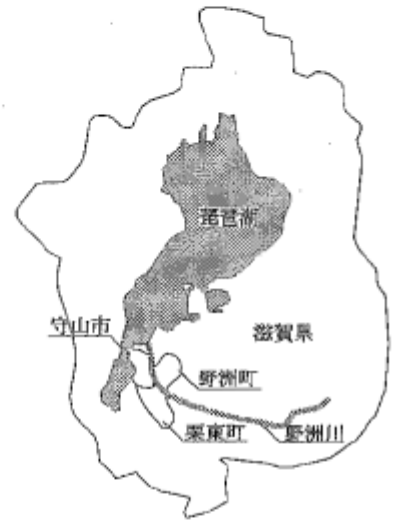
### (1) 現状

野洲川は流域面積387km<sup>2</sup>、流路延長283kmの琵琶湖に流入する1級河川で、淀川水系に属する滋賀県内屈指の大川である。流域の上流部は、御在所岳(1,210m)を水源として深い谷を刻み、中流部は袖川合流後川幅も広く、水田、集落が混在し、下流部は流域を殆ど持たず、三角洲を形成している。

下流部の高水敷には樹林が多く残っており、右岸の三上山とともに重要な景観要素となっている。また、河川敷は広大であり、高水敷は運動公園等に整備され、スポーツ、イベント、レクリエーション等、様々な利用がある。平常時の流量は伏流等により少ないが、ピワマス、タコノアシ等の貴重種も確認されている。

沿川の地域は、京阪神のベッドタウンとして人口の急増、都市化の進展が著しく、国道、JRおよび名神高速道路の栗東I.C等、交通の要衝となっている。また、付近は古墳や銅鐸が多く発掘され、歴史的にも貴重な地域である。土地利用は水田と宅地が混在し、琵琶湖近くでは様々なリゾート施設がある。

このように野洲川は、スポーツ、レクリエーション、親水空間および防災空間等、都市的土地利用に対応した水辺空間の役割、身近な自然環境を体験できる都市の中の自然環境を創出する水辺空間の役割および地域の景観軸の役割を担っている。



### (2) 課題

#### ・まちづくりの課題と野洲川に望まれている事項

守山市：市南部の活動拠点不足、野洲川河川敷を、隣接する近隣公園整備と整合を図った自然公園的に整備することが望まれている。

栗東町：市街地中心部の整備に伴う周辺緑地整備が課題であり、旧街道の整備と連絡した野洲川の線的整備が考えられている。

野洲町：野洲川が住居地区の身近な自然として有効な土地利用の一環となっているが、日陰の創出や憩いの場となる質の高い空間整備が望まれている。

#### ・水辺空間の課題

水と緑や広大な河川敷等、野洲川の個性・特性の表現が求められているとともに、水と緑の環境が損なわれた地区の復活・代替・再生が課題であり、潤いと安らぎ、憩える水辺のさらなる強化が望まれている。また、伏流河川のため流量の少なさが課題であり、石部頭首工下流区間では流下能力確保のための改修と樹林保全方法が課題である。

## 2. 水辺空間整備の基本方針

### (1) 基本理念・基本方針

“明日の野洲川を考える懇談会”(平成6, 7年度)に基づく基本理念、基本方針は次のとおりである。

#### 【ふるさとの川整備基本理念】

- I. 治水対策の一層の推進
- II. 野洲川の歴史文化の継承
- III. 野洲川の貴重な自然環境の保全と再生
- IV. 野洲川らしさを活かした空間利用
- V. 「清流のふるさと」の復活
- VI. 野洲川と地域住民との関係の新たな構築

#### 【基本方針】

- ・まちづくりに寄与する水辺空間整備
- ・野洲川の貴重な自然の保全と育成
- ・地域と野洲川が築いてきた歴史の薫りが漂う場づくり



## (2) ゾーニング区分

落差工～野洲川大橋間をAゾーンとし、比較的人工的改変を多くしたスポーツ、レクリエーション等活動空間とする。野洲川大橋～名神野洲川橋はBゾーンとし、河道内樹林を始め、自然環境を多く残す区間であり、自然とのふれあいの場とする。

## 3. 水辺空間整備計画

### (1) 拠点地区

野洲川ふるさとの川整備計画と関連市町との関係より、まちが持つそれぞれの拠点を野洲川を基軸に有機的に連結し、固有の特性を有する場、今後積極的整備が相応しい場等を設定した。

#### ・立入地区(守山市)

自然と親しみ憩える場を目指し、隣接する近隣公園整備と一体となったスポーツ、レクリエーション空間を整備する。

#### ・栗東町運動公園(栗東町)

既に、スポーツ、レクリエーションの場として利用が多い。今後は水際の自然環境や高水敷の緑地帯を主体にした整備を行う。

#### ・野洲町運動公園(野洲町)

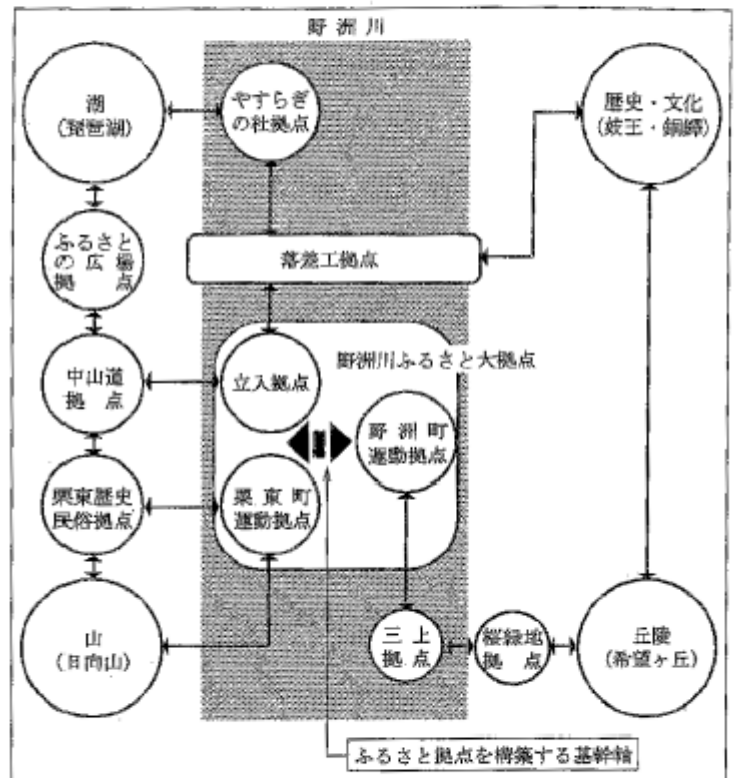
既に多くの利用に供されているが、日陰の創出やエコネットワーク化を創出するため、空閑地や水際に高木植樹を図り、情報発信基地となる川・まちづくりを目指す。

#### ・落差工地区(守山市、野洲町)

兩岸とも堤防裏法部に河畔林を整備し、治水、自然環境に配慮するとともに、三上山を背景にした景観づくりを行う。

#### ・三上地区(野洲町)

現状の竹林を保全しながら、憩いの場づくりを行う。整備計画の立案、維持・管理に住民の参画した新しい川・まちづくりを目指す。



野洲川と地域の再構築

### (2) ネットワーク計画

拠点地区や他施設間を有機的に結びつけ、沿川自治体の既存のネットワーク構成や歴史の散策路等と調整を図ったネットワーク計画を整備する。

#### ① 河川内ネットワーク

##### ・水辺空間内散策コース(基本回廊ネットワーク)

各拠点地区に整備される保安区域、散策路を使った基本ネットワーク  
…野洲川が誇る5拠点を水と戯れて散策できる納得コース(約13km)

##### ・ハーフマラソンコース(広域ネットワーク)

河口より立入・栗東・野洲拠点地区を経て水の道を利用したハーフマラソンコース  
…水害から守る放水路を利用し、穏やかな山並み景観を見ながら走る水辺マラソンコース(約21km)

##### ・自然観察コース(回廊ネットワーク)

各地区に保全、整備される自然環境を巡るネットワーク  
…河川敷の豊かで整備された快適な自然環境を、清流を楽しんで巡る安らぎのコース(約6km)

## ②地域と野洲川を巡るネットワーク

### ・湖と野洲川を巡るネットワーク(サイクリングコース)

ー琵琶湖の風に吹かれてー

野洲川と琵琶湖の快適空間を風を感じて巡る健康的な安らぎライン(約25km)

### ・野洲川と歴史を巡るネットワーク(徒歩, サイクリングコース)

ー行ってみよう歴史の街へー

野洲町の治水史と旧中山道の交通拠点を結ぶ歴史の回廊(約15km)

### ・三上山と野洲川を巡るネットワーク(サイクリングコース)

ー古しへのまちを歩くー

野洲川の活動拠点と野洲町の古代史を結ぶ弥生人のメッセージルート

### ・街道と野洲町を巡るネットワーク(徒歩, サイクリングコース)

ー大地の恵みを肌感じてー

栗東町の自然と野洲川の自然を旧街道を經由して巡るまちかど見聞録(約10km)

### ・野洲川の歴史を巡るネットワーク(徒歩, サイクリングコース)

ーふれてみよう昔・川・街ー

野洲川の治水の陰には先人の幾多の犠牲がある。その史跡を巡り、野洲川の治水史を知る(約27km)

なお、ネットワーク経路の主要箇所を利用者の利便性に配慮したサインを配置する。

## (3) 河道整備

野洲川は石部頭首工～12.6k付近と11.0k付近の流下能力が不足しており、低水路拡幅、河床掘削による改修が計画されている。この際、河川生物環境に配慮して以下の点を念頭に置いた河道整備が必要である。

### ①樹林伐採による影響の把握

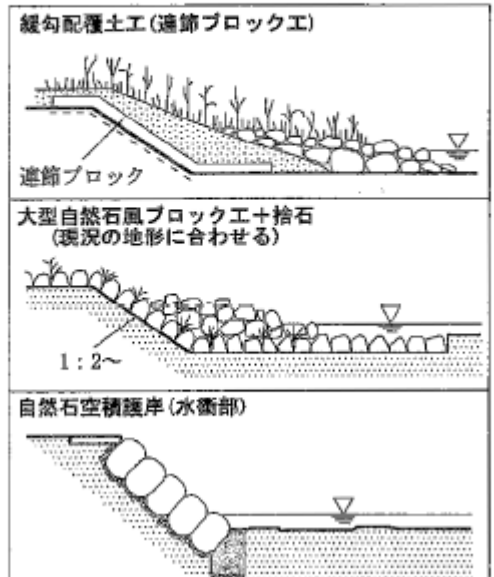
既存竹林の生物調査と学識経験者の意見を反映させる。

### ②多様な豊かな水際の確保

野洲川大橋下流は河積に余裕があり、水制工や水際の多様性に配慮した低水護岸を計画する。

### ③瀬、淵の創出と魚類の移動に配慮

河床掘削に際し、瀬・淵の形成に配慮する。また、水の道整備に際し、魚類の遡上・降下を考慮した構造とする。



水際の多様性に配慮した低水護岸

## (4) 水の道

まちづくりを踏まえた地域と野洲川の連携を具体化していくにあたり、野洲川の主要動線を構築する低水路横断施設を整備する。この施設を“水の道”と称し、散策ネットワーク路、親水施設として活用を図る。

### 場 所

- ・中央部：9.6k付近(守山市, 栗東町の境)…潜り橋または帯工
- ・上流部：12k付近…帯工
- ・大山川河口：野洲川合流部…公園橋

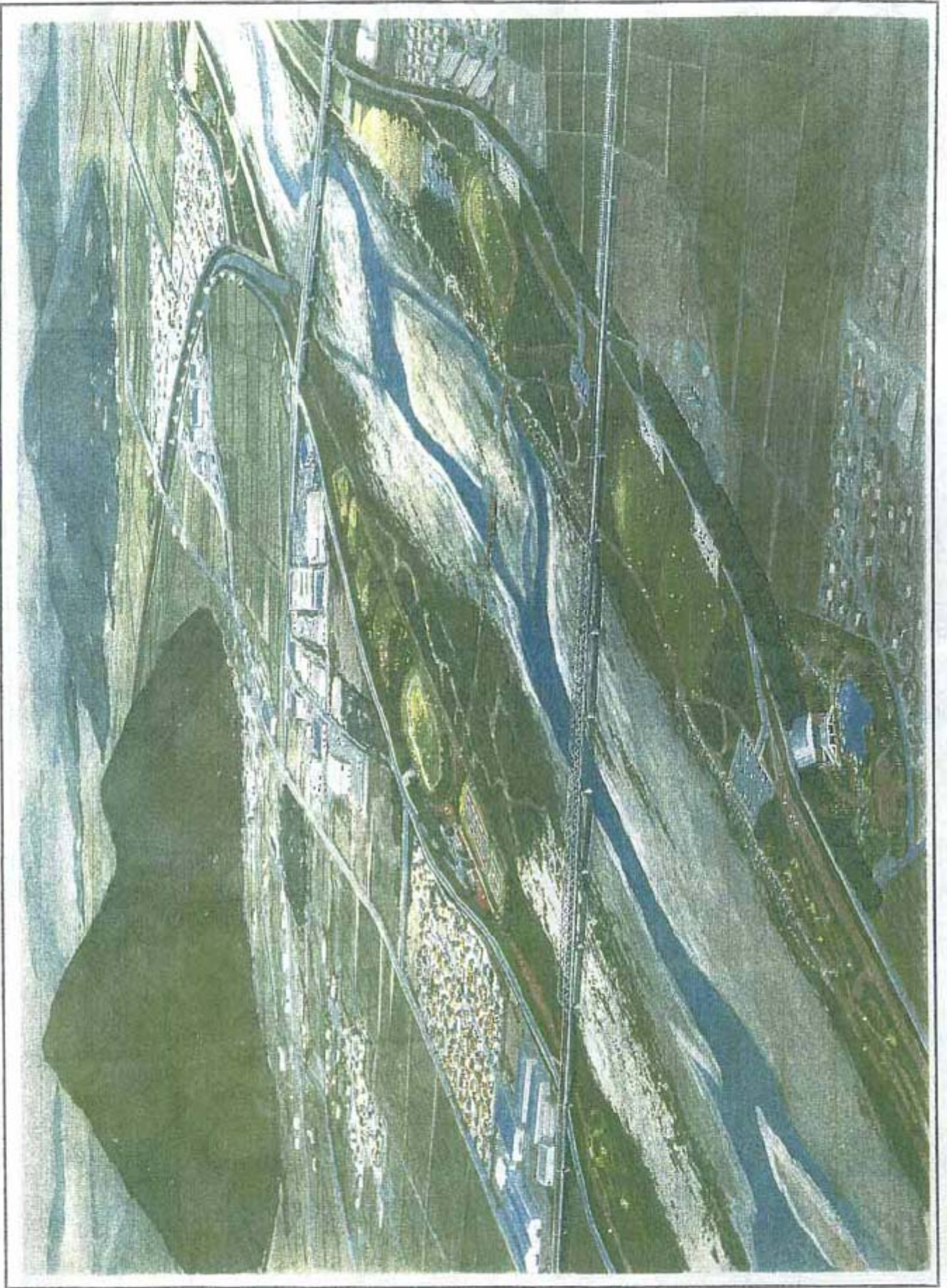
## (5) 植栽計画

周辺既存樹木の保全・調和と個性化、自然の再生への貢献、アメニティ空間の形成、河畔林等自然環境、治水への配慮を図るため、高・低木の植栽を計画する。なお、地元住民や子供たちの手による記念植樹のような形態にし、住民の川づくりへの参画の一環とする。

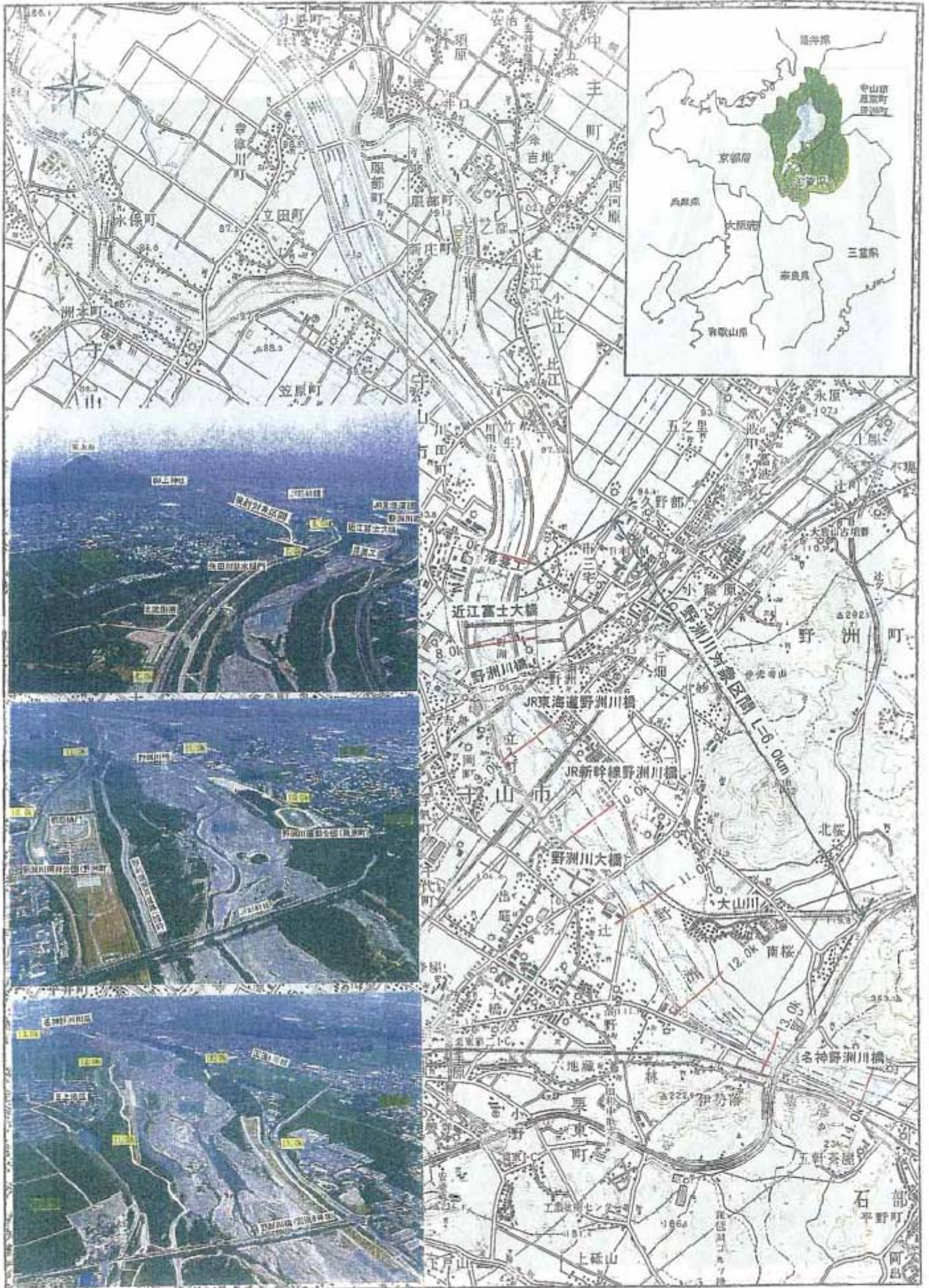
主な植樹は滋賀県における河畔林の構成種を主体に計画する。











計画対象区間

1:50,000



落差工地区整備イメージ



三上地区整備イメージ

—住民主導によるまちづくり—



立入地区整備イメージ



栗東町運動公園整備イメージ



野洲町運動公園整備イメージ



## 傍聴要領 (改訂案)

河川保全利用委員会 (琵琶湖河川事務所)

委員会を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

### 1 傍聴する場合の手続

- (1) 委員会を希望される方は、はがき、FAX、電話及び委員会ホームページ (<http://biwako.kasen-hozen.jp>)等で3日前までに申し込みを行ってください。  
なお、委員会開催前日までに受付確認のため、申し込み時に登録していただいた連絡先に御連絡致します。
- (2) 傍聴希望者が定員を超えた場合には、先着順とします。
- (3) 団体等多人数で傍聴を申し込まれた場合、団体の傍聴人数を制限する場合がございますのでご了承ください。
- (4) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、委員会の会場へ入場し、所定の場所に着席してください。

### 2 傍聴する際の遵守事項

委員会の傍聴に際しては議長の指示に従い、審議の妨げにならないよう御協力をお願いします。

### 3 傍聴者の発言について

議長が必要と認めた時は傍聴者発言の機会を設けますが、それ以外のご発言につきましてはご遠慮下さい。

### 4 その他

上記以外に関することは、議長の判断とします。



## 議事録等の取扱いについて

河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)

< 第2回河川保全利用委員会での議論概要 >

### 【事務局より】

- ・速記から作成した議事録はかなりの分量でかつ読みにくいいため、見やすく要約してホームページ上で公開することを考えている。
- ・議事録を要約すると、発言者の意図と違う内容になる可能性があるため、まず生原稿を委員に配布した上で、要約版の最終確認をお願いしようと考えている。

### 【委員より】

- ・要約したものは、発言者の名前を取ってしまって、議事概要か議事骨子という名称にした方がよいのではないか。議事録として残すのであれば、要約されていないものを各委員に配付する。
- ・議事録は原則公開とするが、こちらが積極的に公開する必要はないというスタンスで残しておけばいいと考える。
- ・生記録は各委員が確認し、それに対して何か意見があれば議長あるいは事務局から各委員に確認を取り、委員長か議長の責任においてオーケーと判断されたら、それをホームページ等で発表されればよいのではないか。
- ・要約時には、確認の段階まではだれの発言かというのを明記しておいて、最後、公開のときに削る等の配慮をお願いしたい。

### 【議長より】

- ・議事録を要約すると、要約者によってニュアンスが変わる可能性があるため、各委員に内容の確認をとっておいて、次の会議で確認をし、承認された後で、ホームページに出すという手順ではどうか。

---

### 委員会規約第11条関連

- ・生記録(速記録)を「議事録」とする。
- ・「議事録」は、各委員の発言確認後、保存する。
- ・「議事録」は、閲覧希望があれば公開する。
- ・上記議事録を要約したものを「議事骨子」とする。
- ・「議事骨子」は次回委員会にて確認・了承後、ホームページにて公表する。ホームページ公開時は、委員名を削除する。

【今後の委員会運営、審議内容について（案）】

第2回委員会資料の時点修正版です

	委員会運営など 全体事項	各河川の基本理念 の検討	「河川利用指針(ガイド ライン)」の策定	事前協議申請 の諮問に対する審議	その他、河川保全 に関する意見提案
第1回委員会 (H16.11.7) <b>実施済み</b>	委嘱状交付	各河川の現況説明 ・ <b>バウ・ポイント説明</b>			
第2回委員会 (H16.12.15) <b>実施済み</b>	河川管理者からの提示 ・河川敷地占用のあらまし ・基本理念、ガイドラインに ついて	各河川の現況説明 <b>現地調査に向けての説明</b> ・歴史・改修・利用の現況 ・ <b>自然環境</b>			
第3回委員会 (H17.1.19) <b>実施済み</b>		現地調査 <b>現地視察、感想会</b>			
第4回委員会 (H17.2.16)		望ましい河川とは <b>公園事例を基にした議論</b>	ガイドライン(案)の 準備、作成		必要に応じて随時 提案
第5回委員会 (H17.4月下旬)		<b>各河川の基本理念 の確認</b>			
第6回委員会 (H17.5月頃)		<b>基本理念の答申</b>	ガイドライン(案) の審議 <b>質疑応答 修正</b>		
第7回委員会 (H17.6月頃)			ガイドラインの了承  <b>ガイドラインの公表</b>		
第8回委員会 (H17.7月頃)				審議方法の検討 <b>方法・形式について 意見書の様式など</b>	
第9回委員会 (H17.8月頃)				審議方法の検討 <b>最終確認</b>	
第10回委員会				個別案件の審議	
第11回委員会				個別案件の審議 意見書(案)の準備	
第12回委員会				意見書答申	

審議の進行状況によっては色々、変更が生じると考えていますので、あくまで目安としてお考え下さい。